

63 海外大学病院及び医学部との交流協定締結数

○項目の解説

国立大学附属病院では、海外機関との交流のための枠組みを整備し、国際化の充実が求められます。日本側の締結の主体は大学病院であるものをカウントし、医歯薬や医学部が主体となる場合は、カウントしていません。一方、協定先の海外大学に関しては、大学病院及び医療系の学部に限らず、全ての学部を対象にカウントしております。

○当院の実績



○当院の自己点検評価

現在、当院において、海外大学病院及び医学部との交流協定締結はありません。

○定義

当該年度6月1日時点での、海外大学病院及び医学部との交流協定の締結数(その他、病院が主体部局である大学間交流協定を含みます)です。

○算式

実数